

第 3 7 3 回 常 任 会 議 員 会 議 議 事 録

1. 日 時

平成 2 3 年 9 月 2 8 日 1 3 時 3 0 分

2. 場 所

佐賀市「グランデはがくれ」

3. 議 案

- (1) 農地法第 4 条の規定による諮問について
- (2) 農地法第 5 条の規定による諮問について

4. 報告事項等

- (1) 第 2 1 回 農業委員統一選挙後における農業委員会の体制等について
- (2) 軽油取引税の課税免除措置の存続を求める意見書について
- (3) 第 2 回「農の雇用事業」募集について
- (4) 農地法第 3 条の一部改正について
- (5) 耕作放棄地全体調査要領改正のポイントについて
- (6) 平成 2 3 年度「全国農業新聞」普及推進について

5. 出 席 者

○ 常任会議員

馬 郡 修	船 津 和 正	徳 安 輝 雄	前 間 源 吾
貝 原 敏 正	中 川 惠 次	古 舘 義 純	山 口 友 三 郎
中 島 昇	江 頭 義 太	森 和 義	江 川 壽 一
野 口 好 啓	宝 蔵 寺 博	高 柳 勉	

(計 1 5 人)

○ 県農山漁村課

中 村 副 課 長	山 本 係 長	藤 川 主 査	石 丸 主 査
吉 牟 田 主 事			

○ 佐賀市農業委員会

竹 下 係 長	梅 原 主 任
---------	---------

○ 事 務 局

林 局 長	北 川 次 長	田 久 保 主 事
-------	---------	-----------

6. 議 長

馬 郡 修

議 事

事務局 只今より第373回常任議員会議を開会いたします。
会則第41条の2の3項により、定足数については会則第33条の規定を準用することとなっています。
議員の総数18名中、只今の出席者15名で過半数に達していますので、常任議員会議は成立していることを報告いたします。
続きまして、馬郡会長よりご挨拶をお願いします。

馬郡会長 T P P 交渉の参加について、日本経団連等の経営者組織が野田首相に早期参加を要請しているとのことです。
農業団体としては、T P P 交渉の参加に断固反対であり、今後の政府の動向に注目する必要があります。

事務局 ありがとうございます。
また、本日は新しく農業会議副会長に就任されました船津副会長が初めてお見えになりましたので、ご挨拶をお願いします。

船津副会長 (あいさつ)

事務局 ありがとうございます。
それでは議事に進みますが、農業会議会則第41条の2の第3項の規定に基づき、議長を馬郡会長をお願いします。

議長 それでは、只今から議事に入ります。議事録署名者として、〇〇の〇〇議員、〇〇の〇〇議員をお願いします。

農地法第4条及び第5条の規定による諮問について一括上程します。諮問の内容について県農山漁村課及び佐賀市農業委員会よりご説明をお願いします。

県農山漁村課 (転用用途別件数並びに転用田畑面積について、9月分の農地法諮問調書集計表により説明。)
引き続き、農地法第4条及び第5条関係の規程による諮問案件について説明いたします。
今月は、農地法第4条関係15件、うち2,000㎡以上が1件、農地法第5条関係28件、うち2,000㎡以上が2件、合計43件でございます。
最初に、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇申請の植林への転用については、諮問調書の1ページのとおりであります。申請地は農業公共投資の対

象となっていない小集団の生産性が低い第2種農地であり、周辺の他の土地では事業の目的が達成できないため、許可相当と判断しております。

諮問調書の2ページ以降につきましては、担当より説明いたします。

農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇申請の宅老所及びデイサービス施設への転用については、諮問調書の2～3ページのとおりであります。申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い第2種農地であり、周辺の他の土地では事業の目的が達成できないため、許可相当と判断しております。

農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇申請の資材置き場への転用については、4～5ページのとおりであります。申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い第2種農地であり、周辺の他の土地では事業の目的が達成できないため、許可相当と判断しております。

諮問調書の6～8ページに、2,000㎡未満の案件を掲載しております。2,000㎡以上の案件と合わせて、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

佐賀市農業委員会

今月の佐賀市の諮問案件は、農地法第4条関係2件、うち2,000㎡以上は1件、農地法第5条関係4件、うち2,000㎡以上の案件は2件でございます。

農地法第4条関係、〇〇申請の植林への転用については、諮問調書の10～11ページのとおりであります。申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い第2種農地であり、周辺の他の土地では事業の目的が達成できないため、許可相当と判断しております。

農地法第5条関係、〇〇申請の有料老人ホームへの転用については、諮問調書の12～13ページのとおりであります。申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い第2種農地であり、周辺の他の土地では事業の目的が達成できないため、許可相当と判断しております。

農地法第5条関係、〇〇申請の建売分譲住宅への転用については、14～15ページのとおりであります。申請地は概ね10ヘクタール以上の広がりがある第1種農地ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、許可相当と判断しております。

諮問調書の16～17ページに、2,000㎡未満の案件を掲載しております。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 2,000㎡以上の案件について、一件ずつ審議を行いたいと思います。最初に、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇申請の植林への転用について、意見・質問等ないでしょうか。

会議員一同 (意見・質問等なし)

議長 それでは、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇申請の植林への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として許可権限者に答申いたします。

続いて、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇申請の宅老所及びデイサービス施設への転用について、意見・質問等ないでしょうか。

〇〇会議員 このことについて、賃借料が10アール当たり年間20千円ということですが、固定資産税の分も含んでいるのでしょうか。

県農山漁村課 おそらく、そうだと思います。

〇〇会議員 固定資産税は、土地の所有者が払うかと思いますが、いかがでしょうか。

県農山漁村課 固定資産税は、1月1日時点における固定資産の所有者に支払の義務があります。したがって、農地を貸し付けた所有者が固定資産税を支払います。

〇〇会議員 ならば、反当たり年間2万円では、貸付人の方々は固定資産税の支払いが厳しいのではと心配しています。反当たり年10万円とか100万円ならわかりますが、2万円ではすまないと思います。桁が違うのではないのでしょうか。20万円ではないのでしょうか。

〇〇会議員 地元である〇〇会議員から説明していただけないのでしょうか。

〇〇会議員 申請地は岩盤の状態、耕作できるような状態ではありません。年間の賃借料が2万円で、田でもそれくらいだったとのこと。

〇〇会議員 この件については、地元の農業委員が現場のことをわかった上で挙げて、許可相当と判断したのだと思います。

〇〇会議員 貸付人・借受人双方が、この金額で了承しているんですね。

〇〇会議員 はい。了承していると聞いています。

事務局 県の方で、賃借料について確認はされたのでしょうか。

県農山漁村課 こちらも賃借料について〇〇農業委員会に確認したところ、一般的な価格より安い、この金額で間違いないとのことですよ。

〇〇会議員 やっぱり、固定資産税の支払いが厳しいのではと思います。農地のままならならまだしも、宅地化したら結構税金が掛かると思います。例えば固定資産税が3万円とか5万円とかだったら、賃借料は7万円ぐらい掛かるのではないかと思います。いかがでしょうか。

〇〇会議員 これは、現状のままで評価しているのだと思います。

議長 貸付人は6人いますが、1人当たりの面積はどれくらいでしょうか。

県農山漁村課 1人当たり、約350㎡です。

議長 賃借料について、貸付人・借受人双方了承したとのことですが、皆さんいかがでしょうか。

〇〇会議員 転用許可の基準は、転用目的が適正か否かなどであって、賃借料や税金までとやかくいうことではないと思います。

議長 他に意見等ないでしょうか。

会議員一同 (意見・質問等なし)

議長 それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇申請の宅老所及びデイサービス施設への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を

相当としてきよかけんに答申いたします。

続いて、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇申請の資材置き場への転用について、意見・質問等ないでしょうか。

〇〇 会 議 員 アスファルト再生材の置き場ということですが、油の流出等の問題はないでしょうか。

県 農 山 漁 村 課 このことについては、既に隣接地に処理施設をもうけており、油が流れないようになっているとのことです。

議 長 他に意見等ないでしょうか。

会 議 員 一 同 (意見・質問等なし)

議 長 それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇申請の資材置き場への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として許可権限者に答申いたします。

続きまして、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇申請の植林への転用について、意見・質問等ないでしょうか。

会 議 員 一 同 (意見・質問等なし)

議 長 それでは、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇申請の植林への転用について、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として許可権限者に答申いたします。

次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇申請の有料老人ホームへの転用について、意見・質問等ないでしょうか。

〇〇 会 議 員 申請人の〇〇は県内4カ所で介護施設を運営しているとのことですが、その4カ所はどこでしょうか。

佐 賀 市 農 業 委 員 会 このことについては、〇〇と〇〇に1カ所ずつと、〇〇に2カ所施設を運営しています。

議長 他に意見等ないでしょうか。

会議員一同 (意見・質問等なし)

議長 それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇申請の有料老人ホームへの転用について、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として許可権限者に答申いたします。

次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇申請の建売分譲住宅への転用について、意見・質問等ないでしょうか。

〇〇会議員 この案件と関連して質問したいことがありますけど、よろしいでしょうか。

第1種農地での転用は原則不許可となっていますが、例外で許可できる場合があります。

今回の転用目的は建売分譲住宅への転用ということですが、アパートの場合はいかがでしょうか。

というのは、各市町において町づくりの立案をしているかと思いますが、その中で問題なのが人口の減少であります。

人口を増やすためには、アパートを建設し、地域で環境保全を図りながら、住んでいる人たちが「この町に住居を建ててもいい。」といえる雰囲気作りが必要だと思います。

自治体は農業だけで保たれるわけではなく、工業や商業も必要であり、地域を振興する中で転用もやむを得ないということがあります。

市町の振興計画でアパートを建てる場合、転用に当たってどういった受け止め方をされるのだらうと思っています。

県農山漁村課 農地法上、第1種農地は優良農地という位置づけであり、原則不許可であります。

都市計画の中で、例えば用土を買うとか、そういった形で計画を盛り込めば、第1種農地が第3種農地になるので、そうなる計画に基づいた町づくりは可能になるかと思いますが、それなしに町の基本計画に載せてるのでできるであろうとなると、違うかと思います。

ですので、あくまで農地法、農振法の枠組みの中で考えることになろうかと思っています。

第1種農地はあくまでも優良農地であり、許可基準に照らし合わせて転用でき

るかを判断することになります。

〇〇 会 議 員 申請地は、市街化調整区域でしょうか。

佐賀市農業委員会 はい。申請地は市街化調整区域で、10ヘクタール以上の規模の一段の農地の区域内にある第1種農地であります。

今回の許可基準については、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものということで、代替性の有無や事業規模等も考慮のうえ、許可相当と判断しております。

〇〇 会 議 員 申請地の東側にある「平成21年1月28日転用許可済み」とある土地については、転用が終わっているのでしょうか。

佐賀市農業委員会 はい。こちらは今回の申請人であるかがホームとは別の企業が条件付分譲住宅への転用ということで許可を取られ、既に建築済みであります。

〇〇 会 議 員 申請地への進入はどうなるのでしょうか。

佐賀市農業委員会 このことについては、先ほど説明した平成21年1月28日転用許可済みの条件付分譲住宅の南側に整備した開発道路を通して申請地に入ることとなっております。

〇〇 会 議 員 〇〇地区で大規模開発が準備され、農振除外まで行われたんですが、その後開発が頓挫しております。申請人であるかがホームはこの件と関係あるのでしょうか。

県農山漁村課 〇〇の件だと思いますが、それについては、〇〇ではなく〇〇が関わっていません。

〇〇 会 議 員 周囲の状況で、西と北に公道と書いてあるが、どういうことでしょうか。

佐賀市農業委員会 このことについては、西側については、位置図で示している申請地の左上にある水路に沿って里道があり、公道はこの里道を指しています。北側についても同様に里道があり、このことを指しています。

〇〇 会 議 員 道幅はどれくらいでしょうか。

佐賀市農業委員会 幅は、2メートル弱であります。

〇〇 会 議 員 里道は、公道と言えるのでしょうか。

県農山漁村課 里道については、市町によっては市道・町道に認定されているのもあるかと思いますが、基本的には公道とは表現しないと思います。ですので、今後誤解が無いようされたほうがいいかと思えます。

佐賀市農業委員会 今回の指摘を踏まえ、里道については「公道」とせず「里道」として、示すこととします。

議 長 他に意見等ないでしょうか。

会 議 員 一 同 (意見・質問等なし。)

議 長 それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇申請の建売分譲住宅への転用について、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として許可権限者に答申いたします。

最後に、2,000㎡未満の案件については、一括してご意見をお伺いいたします。

ご意見・ご質問等ないでしょうか。

会 議 員 一 同 (異議なし)

議 長 2,000㎡未満の案件につきましては、別段ご意見等もないようでございますので、先ほどご決定いただきました2,000㎡以上の案件と合わせ、本日諮問された農地法第4条関係15件及び第5条関係28件、合わせて43件について諮問のとおり許可を相当として知事へ、同じく農地法第4条関係2件、第5条関係4件について諮問のとおり許可を相当として佐賀市農業委員会会長に、それぞれ諮問のとおり許可を相当として答申いたします。

以上をもって、議事を終了いたします。

事務局 ありがとうございました。

続きまして、報告事項等としまして、「第21回農業委員統一選挙後における農業委員会の体制等」「軽油取引税の課税免除措置の存続を求める意見書」「第2回農の雇用事業の募集」「農地法第3条の一部改正」「耕作放棄地全体調査要領改正のポイント」「平成23年度全国農業新聞の普及推進」以上6点について説明いたします。

（「第21回農業委員統一選挙後における農業委員会の体制等」について、資料4-1及び4-2にて、全国及び本県の農業委員数、女性農業委員数、認定農業者農業委員数、統一選挙の実施状況等について説明。）

（「第2回農の雇用事業の募集」について、資料5にてこれまでの実施状況、事業内容等について説明。）

（「軽油免税の課税免除措置の存続を求める意見書」について、資料3にて9月2日付けで鹿野農水大臣あてに提出したことを説明。）

（「農地法第3条の一部改正」について、資料2にて、第3条の規定に基づく権利移動に係る都道府県知事の許可権限を、来年4月以降は全て農業委員会に移譲することを説明。）

（「耕作放棄地全体調査要領改正のポイント」について、資料1にて改正点を説明。主な改正内容は、①食料・農業・農村基本計画において定められた食糧自給率50%の目標年である平成32年度まで本調査を実施する旨を明記。②「全体調査」と農地法第30条第1項に定められた「農地の利用状況調査」について、市町村と農業委員会の連携による一体的な実施を図る。③全体調査と利用状況調査を一体的に実施するため、市町村と農業委員会との連携の手法を具体的に明記。④調査時期を「1月1日から12月31日まで」に統一する。⑤調査結果について市町村と農業委員会で共有し、その活用を図る。）

（「平成23年度全国農業新聞の普及推進」について、資料6にて普及状況と共に、農業委員会会長に対し「今年の11月末までに1人1部の純増と、来年2月末までに1人もう一部の純増」について各委員に呼びかけていただくこと等を説明。）

説明は以上ですが、皆様方から意見等ないでしょうか。

〇〇会議員 | 行政改革で、議員や職員の削減が叫ばれており、農業委員も削るべきとの意見が出てます。しかしながら、選挙人を減らすのは苦しい。現場を知らない人が農業委員になるのは困ります。

〇〇会議員 | 耕作放棄地について、どういった作物を作っていいのか分からず、なかなか解消に至らない状況です。

事務局 | 耕作放棄地の解消については、農林事務所や普及センター、JAとも連携してやっていくことが必要だと思います。

〇〇会議員 | 新聞の普及で、見本誌があればと思います。

事務局 | 見本誌は、農業会議にもありますので、対応させていただきます。

〇〇会議員 | 新聞購読料について、農協の口座以外では対応できないのでしょうか。

事務局 | そのことについては、検討いたします。

| 他にご意見等ないでしょうか。

会議員一同 | (意見・質問等なし)

事務局 | 意見等ないようでしたら、これをもちまして常任会議員会議を終了いたします。

15時20分